昭和59年4月1日
第908号

広報うえだ

発行　上田市
編集　秘書課
電話　上田㉒4100
印刷　田辺印刷

毎月1日・16日発行

考古学教室で土器作り

小中学生を対象とした「考古学教室」が、春休み中の3月22～24日と25～27日の2回、信濃国分寺資料館で開かれました。この教室では、1日目は旧石器時代から古墳時代までの歴史的な話を聞き、2・3日目は実際に土器の作り方（＝**写真**）を学びました。参加した約80人は、なかなか経験できない粘土での土器作りとあって、真剣な表情で手を動かしていました。なお、4月15日からは、この作品展が同資料館で開催されます。

主な内容

3月定例市議会、59年度予算決まる……2～4ページ
市の組織機構を一部改正……5・6ページ
昭和59年度上田市自治会長名簿……7・8ページ
契約に関するQアンドA、SF商法……9ページ
お知らせ……10・11ページ
まちや山を緑で包もう……12ページ
働く婦人の家、婦人教室の受講生募集……13ページ
おくやみ……14ページ
国民健康保険特集……特集1～4ページ

市民の動き

（3月1日現在）

総人口	114,958人	（＋ 17）
男	55,987人	（＋ 22）
女	58,971人	（－ 5）
世帯数	35,476世帯	（－ 32）

（　）内は前月比です。

3月定例市議会 59年度予算決まる

一般会計は187億円

3月定例市議会が、3月1日から21日まで21日間の会期で開かれました。今回の市議会では、「昭和59年度上田市一般会計予算案」、庁内機構の改革を行う「上田市組織条例の一部改正案」、福祉会館を設置する「上田市福祉会館条例の制定案」など67議案が審議されました。そして、全議案が可決、承認されました。

昭和59年度 当初予算

区分		58年度	59年度	前年対比
一般会計		17,549,321千円	18,759,126千円	106.9%
特別(企業)会計	土地取得	280,000	260,000	92.9
	塩田有線	42,167	40,426	95.9
	国民健康保険	3,448,635	3,376,856	97.9
	交通災害共済	25,953	27,261	105.0
	福祉事業センター事業	120,497	125,853	104.4
	産院	226,253	230,041	101.7
	老人保健	2,914,743	3,318,510	113.9
	同和地区住宅新築資金等貸付	423,482	374,396	88.4
	公共下水道	1,395,397	1,214,764	87.1
	合計	8,877,127	8,968,107	101.0

主な条例の改正・制定・廃止

▼上田市組織条例の一部改正

多様化する社会情報のなかで、時代に即応できる体制が求められるところです。

交通関係では、交通対策局を設置して、とかく遅れがちな高速交通問題、これに関連しての交通網整備、交通渋滞対策などに対処することとし、より積極的な交通対策を進めていきます。

深刻化する青少年の非行など大きな社会問題となっている青少年関係では、教育委員会に青少年課を設置して教育面の充実と少年の健全育成、非行防止活動などに総合的な対応のできる体制としたいというものです。さらに、高齢化社会の進展に伴い高齢者婦人係を社会課に設け、各機関で行っている老人、婦人問題などの総合調整の窓口として、より充実を図っていきます。

▼特別職の職員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正

「市議会議員の報酬の額並びに市長、助役及び収入役の給料の額の改定について」の特別職報酬等審議会の答申を尊重し、実施したいというものです。また、他の特別職の職員についても、答申の内容に添って改定したいというものです。

▼上田市福祉会館条例の制定

障害者の皆さんの福祉の増進と自立の促進を図るため、大手二丁目三番三号に上田市福祉会館を設置したいというものです。

▼市民会館条例の一部改正など施設使用料の引き上げに関する条例改正

施設の使用料は、前回、昭和五十五年四月に引き上げましたが、この三、四年間の経済状況の変化は、施設運営に厳しい影響を与えています。市民の皆さんには御迷惑をおかけしますが、今回、市民会館をはじめ全施設について、それぞれ施設の均衡を保ちながら、物価の上昇と他市町村の類似施設の使用料などを考慮して引き上げをしたいというものです。

なお、各施設ともそれぞれ設置された目的があり、利用団体などがその目的に添ったものである場合は、減免措置を講じ、優先、専用使用できるなどの相当の配慮をし、使用料の引き上げによる負担増を極力抑えました。

▼上田市老齢者傷病見舞金条例の廃止

寝たきり老人の家庭介護者に支給している慰労金の額の増額をすることにしていますが、さらに、寝たきり老人に支給していた見舞金は、住民に多大な経済的負担を余儀なくさせるものであり、まことに遺憾である。

収入役の塩崎正人さんは、昭和五十七年七月から御苦労をいただき、三月三十一日をもって退職さ

収入役に

意見書

昭和59年度一般会計当初予算内訳

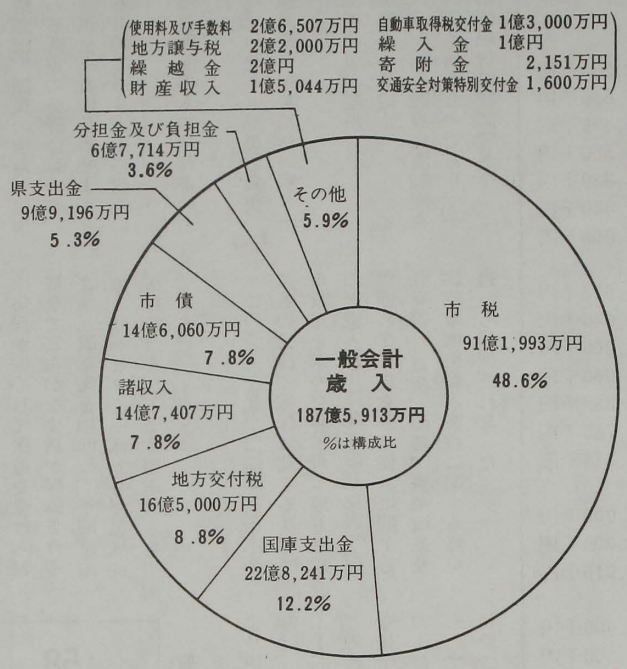

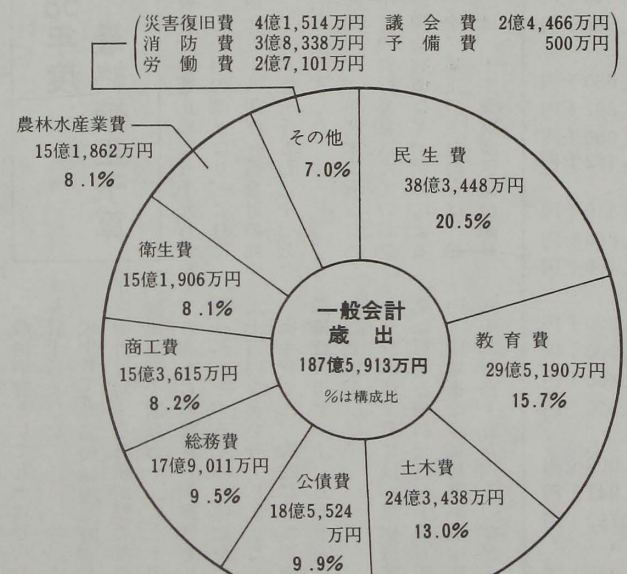

収入役に 佐藤次雄さん

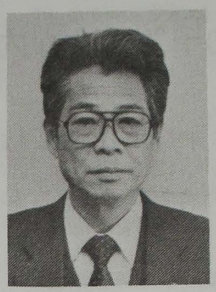

収入役の塩崎正人さんは、昭和五十七年七月から御苦労をいただき、三月三十一日をもって退職されました。その後任には、佐藤次雄さんが三月定例市議会の同意を得て選任されました。

◇ ◇

佐藤次雄さん（さとう つぎお、五十七歳、中央西二―一一―三四）

略歴…上田市立上田商工学校卒業、上田市議会事務局長、上田市財政部長、上田市総務部長

給している慰労金の額の増額をすることにしていますが、さらに、寝たきり老人に支給していた見舞金をも家庭介護者に慰労金として差し上げることにするため廃止したいというものです。

▼上田市転作促進研修センター条例の制定

地域農村の振興と水田利用再編対策の円滑な推進を図るため、上田市転作促進研修センターを塩田解放会館に隣接して設置したいというものです。

意見書

＊国鉄地方交通線の地域別運賃制度反対に関する意見書

日本国有鉄道は、創業以来全国一律運賃制を貫き、公共輸送機関として我が国の産業、経済、教育、文化などの発展に大きく寄与してきたところである。しかるに、このたび国鉄は再建の一環として、地域別運賃制による値上げを申請したが、これが実施された場合は、地方交通線を生活路線としている住民に多大な経済的負担を余儀なくさせるものであり、まことに遺憾である。

よって、政府におかれては、これらの実情をじゅうぶん考慮され、国鉄地方交通線に地域別運賃制度を取り入れないよう強く要請する。

＊児童扶養手当法改革に反対する意見書

政府は、一九八四年度予算案において、離婚した母子家庭などに対する児童扶養手当の抜本的改革を打ち出した。

それによると、手当の支給対象、支給期間の限定、都道府県に二割の財源負担を転嫁するなど国庫負担を大幅に削減しようとしている。現行手当は、その目的を「父と生計を同じくしていない児童の福祉増進」をうたい、児童福祉の基本に据えられた制度である。今日の離婚の増加などによる国負担増を口実に手当の支給を制限したり、地方に負担の転嫁を求めたりすることは、国自身がこの制度を否定するものである。

よって政府は、児童福祉の基本に立ち返り、国の責任において生別母子に対する社会保障の充実に努めるよう強く要請する。

＊医療保険制度の改正に反対する意見書

厚生省は、医療保険制度の抜本的改正の構想を打ち出している。

この構想は、国民の生命と健康にかかわる医療の分野において、大きな負担を患者に負わせようとしているものであり、その改正の内容は、

1 被用者保険本人の給付率の引き下げ
2 入院給付費の一部患者負担
3 高額医療費療養給付の引き上げ
4 国保補助金の削減
5 医療標準の設定

など、我が国の医療保険制度を根底から突き崩すものであり、かかる改正は絶対に容認できない。

市民が安心して医療を受けられ健全で安らかな生活が保障されるよう、改正案を撤回し、予防、治療、リハビリを一体とした包括的医療給付を図るよう要求するものである。

◇　◇

このほか、『官公需に関する中小企業者の受注の確保に関する法律』の改正を求める意見書」「地方財政の充実・強化に関する意見書」「保育園の牛乳給食普及促進に関する意見書」「畜産、酪農、蚕糸政策及び政策価格要求実現に関する意見書」も採択されました。

58年度 最終補正予算

一般会計の補正額は五千九百六十九万一千円の減となり、これにより昭和五十八年度一般会計の総額は、二百六億七千五百九十七万二千円となりました。

内容的には、年度末であるため今後予算の執行を見込んでの調整および補助起債などの精算によるものです。補正の主な内容は、総務費では、上室賀財産区議会議員一般選挙費として五十六万八千円を計上しました。

民生費では、国民健康保険事業特別会計に対する財産調整のための繰出金三千四百七十三万六千円、皆さんからの善意の御寄付を社会福祉基金とするための積立金六百二十万円などを計上しました。

衛生費では、病院群輪番制病院設備費負担金一千七万七千円などを計上しました。

農林水産業費では、果樹振興事業に対する補助金百四十四万四千円、広域畜産環境対策事業補助金六千九百三十五万六千円などを計上しました。

土木費では、県道工事地元負担金として六百三十七万五千円、河川改修工事負担金六百八万九千円などを計上しました。

教育費では、上田城南高等学校補助金九百万円のほか、すでに土地会計で処理済みの中央公民館、文化会館建設に伴う建物移転補償費として一千六百四十万円余を計上しました。

災害関係では、道路橋りょう災害復旧費として一千十八万二千円、河川災害復旧費として六千八百六十七万円をそれぞれ計上しました。

一般会計当初予算の主な内容(歳出)

＊総務費	
県総合防災訓練委託料(6月1日実施予定)	2,535千円
雨量計設置費(各支所に設置)	680千円
農業委員会委員一般選挙費(7月実施予定)	6,479千円
長野県知事選挙費(10月実施予定)	20,350千円
自治会事務委託料	44,389千円
共同集会施設新設改修事業等補助金	36,450千円
県営水道料金差額補助金	34,000千円
＊民生費	
福祉会館備品等諸経費	9,613千円
視覚障害者用交通信号付加装置設置工事費	1,040千円
寝たきり老人家庭介護者慰労金	11,000千円
老人家庭火災警報器給付事業費	960千円
痴呆(ほう)性老人短期保護扶助費	392千円
精神薄弱者収容保護措置費	209,785千円
心身障害者医療費給付金	69,314千円
＊衛生費	
家庭雑排水汚泥処理施設建設工事費	420,000千円
不燃物処理資源化施設建設工事費	200,000千円
上小衛生施設組合負担金	135,916千円
＊労働費	
勤労者住宅建設資金融資預託金	70,000千円
勤労者退職金共済掛金補助金	27,500千円
勤労者互助会補助金	1,588千円
＊農林水産業費	
特定地域農業振興総合対策事業補助金	25,680千円
転作促進特別対策事業補助金(神科地区)	58,697千円
水田利用再編機械施設等導入補助金	15,000千円
森林管理適正化対策事業補助金(林道岩清水線、半過線)	37,462千円
新農業構造改善事業補助金(浦里南部地区)	56,410千円
農村総合整備モデル事業工事費	126,860千円
非補助土地改良事業工事費(長池ほか)	66,400千円
＊商工費	
中小企業融資預託金	1,193,000千円
中小企業融資信用保証料	68,000千円
真田幸村銅像建立費	14,860千円
鎌倉街道歴史遊歩道整備事業費	4,520千円
＊土木費	
道路新設改良事業費(小牧川辺町線ほか)	787,000千円
都市計画街路事業費(秋和上堀線)	103,941千円
市営住宅建替工事費	390,762千円
＊消防費	
分団消防施設整備工事費(第12・18・19分団車庫、詰所)	14,000千円
防火貯水槽新設工事費	13,800千円
上小広域消防特別会計負担金	251,196千円
＊教育費	
南小学校屋内運動場新築工事費	202,100千円
南小学校プール新設工事費	62,500千円
豊殿小学校校舎増築工事費	107,400千円
中央公民館・文化会館建設工事費	746,577千円
市営陸上競技場改修工事費	10,000千円
＊災害復旧費	
過年度災害復旧事業費	415,137千円
＊公債費	
起債元利償還金	1,855,124千円

市の組織を一部改正

総合的交通対策として交通対策局を設置

市の組織機構が、四月一日から一部変わります。

これは、市の行政組織について、このごろの厳しい行財政の効率的運営が強く望まれ、時代に即応できる体制が求められていることに対処して、市議会をはじめ、市民の皆さんからいただいた御意見を参考に、組織機構を全体的に見直しをした結果、改善されることとなったものです。主な改正内容は次のとおりです。表は、改正関係部課だけ抜粋してあります。

改正後

- 教育委員会
  - 教育長
    - 教育次長
      - 青少年課
        - 青少年係
        - 少年育成センター

改正後

- 社会部
  - 保育課
    - 保育施設係
    - 27保育園
  - 社会課
    - 医療給付係
    - 高齢者婦人係
    - 母子健康センター
    - 相染閣
  - 福祉課
    - 家庭児童相談係
    - 福祉庶務係
    - 点字図書館
    - 乳児院
    - 母子寮
    - 児童館
    - 福祉会館

改正前

- 社会部
  - 児童保育課
    - 家庭児童相談係
    - 保育園係
    - 庶務施設係
    - 27保育園
    - 乳児院
    - 母子寮
    - 児童館
  - （青少年対策室）
  - 社会課
    - 青少年係
    - 社会係
    - 勤労青少年ホーム
    - 少年育成センター
    - 母子健康センター
    - 相染閣
  - 福祉課
    - 医療給付係
    - 福祉係
    - 庶務係
    - 点字図書館

改正後

- 農政部
  - 農村整備課
    - 総合整備係
    - 計画調査係
    - 農村環境改善センター
  - 土地改良課
    - 技術第二係
    - 技術第一係
    - 管理係
  - 農林課
    - 林務係
    - 振興係
    - 庶務係
    - 転作促進研修センター

改正前

- 農政部
  - 構造改善課
    - 総合整備係
    - 構造改善係
    - 農村環境改善センター
  - 耕地課
    - 耕地第二係
    - 耕地第一係
    - 庶務係
  - 農林課
    - 林務係
    - 振興係
    - 庶務係

改正後

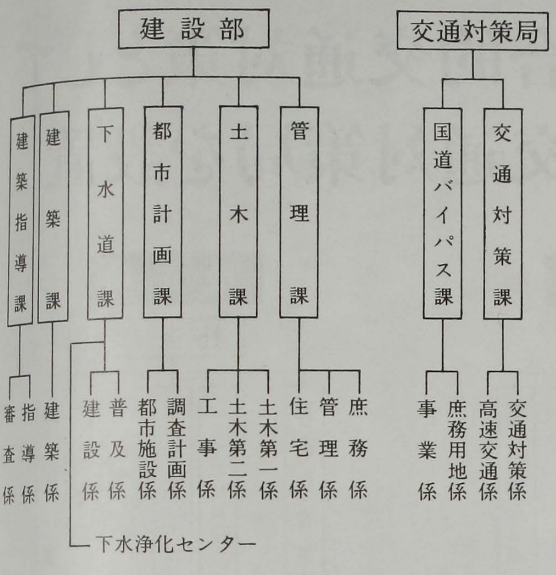

改正前

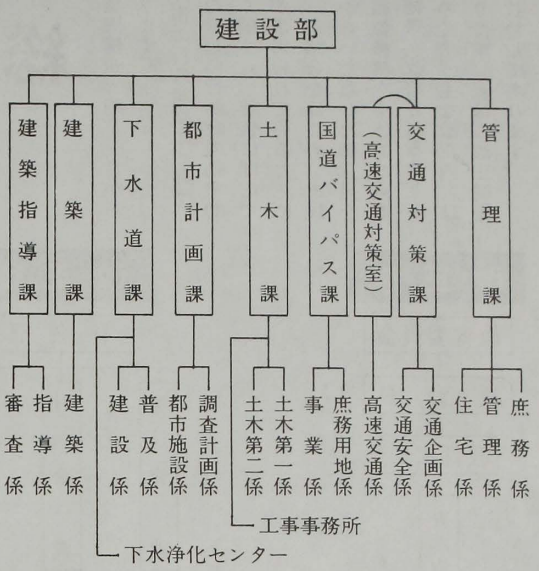

第二次長期基本構想
「市長と語る会」に御参加を

市は、昭和六十一年度を初年度とし、昭和七十年度を目標とした「上田市第二次長期基本構想」の策定を進めています。上田市の将来を描く第二次基本構想では、市民各層の皆さんの参画をいただきながら、構想素案の中へ皆さんの御意見や御要望を積極的に盛り込んでいくことにしています。

このため、市では、市長を囲み明日の上田市を語り合う「市長と語る会」を、市内各地で開催しています。四月下旬には、下表のとおり三地区で開きますので、年配の方も、青年や婦人の方も、大勢の皆さんお気軽に御参加ください。

川西社会福祉センターで開かれた「市長と語る会」

「市長と語る会」日程表

月　日	時　間	開催場所	参集地区
4月19日(木)	午後7時～9時	東塩田老人集会所	東塩田地区(富士山地区を除く)
4月25日(水)	〃	塩田解放会館	中塩田地区
4月26日(木)	〃	泉田公民館	泉田地区

※富士山、西塩田、別所地区の日程については、今後の「広報うえだ」でお知らせします。

4月1日から
し尿くみ取り料金改定

4月1日から、し尿くみ取り料金が18ℓ 108円(改定前100円)になります。

〈上小衛生施設組合☎㉒2339〉

あなたの考えを市政提言電話へ

☎25-2539(留守番電話)
ニコ ニコ サンキュー

市では、「市政提言電話」を設置しています。あなたの建設的な御意見、御提案をお待ちしています。開設時間は、午前9時から午後8時までです。

あなたの健康を守る 国民健康保険

国民健康保険（国保）は、皆さんが病気やケガをしたとき、安心してお医者さんにかかれるよう、ふだん加入者（被保険者）が、国民健康保険税（国保税）という形でお金を出し合い、これに国からの補助金などを加えて成り立っている相互扶助の精神に基づいた制度です。

国保は、だれもが平等にお医者さんにかかることができ、健康で明るい健全な社会の発展を目指そうという、国の基本的な医療制度の一つです。

国保は強制適用

したがって、病気やケガをしないから加入しないということはできません。

国保に加入するしないは自分の意志でなく、他の保険の適用があるかないかで定められる強制適用で、しかも、**加入や脱退の手続きは、該当するかた（世帯主）が自分でしなければなりません。**

保険証

国保に加入すると、国民健康保険被保険者証（保険証）が交付されます。

保険証は、国保の被保険者であるという証明書で、同時にお医者さんの診療を受けるときの受診券の役目を果たします。また、学生の皆さんに遠隔地用として別に交付するほかは、一世帯に一枚しか交付しません。

今年は、二年に一回の保険証の更新の年にあたります。七月一日から新しい保険証になります。

国保で受けられる給付

国保で受けられる給付には、上表のとおりいろいろあります。

お医者さんにかかった場合、医療費の三割を窓口で支払えば、残り七割は国保が支払ってくれます。また、窓口で支払った三割の額が五万一千円（市民税非課税世帯は三万九千円）を超える分については、高額療養費として皆さんからの申請により後で払い戻しをします。

はり・きゅう・マッサージ

このほか、お医者さんの同意書があれば、はり、きゅう、マッサージなども受けられます。

受けられない診療

国保で受けられない診療には、

一、病気でないもの

①美容のための整形 ②正常な妊娠・分娩 ③歯並びの矯正 ④経済的理由による人工妊娠中絶 ⑤なんの症状もないのに受ける検査や健康診断 ⑥日常生活にさしさわりない程度のそばかす、あざ、ほくろなどの治療

二、犯罪行為や不行跡で起きた病気やケガ

①病気やケガの原因が、ケンカや酔っぱらったなどによる場合 ②自分でわざとした行動、あるいは犯罪行為で病気になったり、ケガをしたとき ③お医者さんの指示に従わなかったときなどがあります。

また、仕事中のケガ（労災が適用されます）や、継続療養（以前に勤めていた職場の保険が使えるとき）についても、国保の給付は受けられません。

国保の保険給付

（注） 市役所・各支所の窓口への届け出・申請には、必ず保険証と認め印を御持参ください。

種類	給付率など	どんなとき	手続き
療養の給付費	7割	医療機関で診療を受けた	医療機関の窓口へ保険証を提示する
高額療養費	51,000円（または39,000円）を超えた額	次のような場合に、51,000円以上の医療費を支払った（ただし、市民税非課税世帯は39,000円） ◦暦の上で1か月の間（1日から月末） ◦1つの医療機関 ◦入院・通院は別	市役所・各支所窓口へ次の書類を御持参ください ◦窓口で支払った医療費の領収書 （※受領委任払制もあります）
療養費（あとで払い戻しを受ける）	基準額の7割	治療上の補装具類（コルセットなど）をつくった	市役所・各支所窓口へ次の書類を御持参ください ①医師の証明書 ②領収書
		医師の同意のもとにはり・きゅう・マッサージをした	①医師の同意書 ②施術料領収書
		付添看護を医師の指示のもとにつけた（完全看護病院は除く）	①付添看護承認申請書 ②付添看護証明書 ③領収書
		緊急やむを得ない理由で保険証が使えなかった	①理由 ②診療報酬明細書など ③領収書
助産費	1分娩 100,000円	妊娠4か月以上の分娩（ただし、他の保険から同様の給付がある場合を除く）	出生届（4か月以上の死産・流産の場合死産届）
育児手当金	6,000円	子供が生まれその子を育てた	出生届
葬祭費	20,000円	加入者が死亡した	死亡届

国保の届け出

国保の手続きは、加入ばかりでなく、他の制度に加入したときや住所などの異動についても、その手続きをしなければなりません。

これらの届け出を怠ると、病気やケガをしても保険は適用されません。その間の医療費は、いったん全額自分で支払わなければなりません。たとえ、お医者さんにかかっていなくても、国保税はさかのぼって納めていただくようになります。

14日以内に届け出を

この届け出は、事実が発生してから十四日以内に世帯主がするよう定められています。忘れないようにしましょう。

これらの届け出は、市民課および各支所のどちらでも都合のよいところでできます。

国保の取得日は、会社などを退職した翌日や転入した日などで、脱退の日は会社などへ勤めた日や転出した日などとなっています。

国保の届け出

届け出をしなければならない場合		お持ちいただくもの
国保に加入	他の社会保険などをやめたとき	認め印・社会保険資格喪失証明書・(国保の保険証)
	転入してきたとき	認め印・(国保の保険証)
	子供が生まれたとき	認め印・国保の保険証
国保の脱退	他の社会保険に加入したとき	認め印・社会保険資格取得証明書・(社保)と国保の保険証
	転出するとき	認め印・国保の保険証
	死亡したとき	認め印・国保の保険証
変更	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	認め印・国保の保険証
その他	学生などで遠隔地用の保険証が必要なとき	認め印・国保の保険証・在学(または入園など)証明書
	保険証をなくしたり、汚したりしたとき	認め印・免許証など本人である証明

(注) ( )は、現在お持ちのかただけに該当します。

国保と交通事故

医療費は加害者へ請求

万一、交通事故など第三者から傷害を受けた場合、その医療費は被害者に重大な過失のない限り、加害者が全額負担すべきものです。ところが、加害者にお金の持ち合わせがないなどの理由で国保を使って治療を受けることがありますが、これはかまいません。ただし、国保から、**あとで加害者にその立替え分を請求することになります。**

国保係へも届け出を

もし国保が、交通事故などによる傷害などを知らないでいたら、加害者に対する請求権を放棄することになってしまいます。交通事故などにあったら、すぐに警察に届けると同時に、国保の係へも届け出(第三者行為による傷病届)をしてください。

また、軽いケガと思っても後遺症が残ることもありますので、必ず精密検査を受けましょう。

目撃者を捜す

交通事故にあったときは、次のことに注意しましょう。

①加害者の住所、氏名、勤め先などを明確にしておく
②自動車のナンバーなどを覚えておく
③目撃者を捜しておく
④示談は慎重にする(相手があやまっているからと、簡単に応じない)

任意継続と継続療養

任意継続制度とは

この制度は、会社などを退職する日の前日まで引き続き一定期間以上(各健康保険により異なります)その健康保険に加入していた皆さんが、退職の日から二十日以内に申し出をすれば、引き続きその健康保険の任意継続被保険者として、二年間に限り退職後も今まで同様の医療の給付が受けられるというものです。

国保と比べてどちらが有利かは、それぞれの健康保険の給付の内容、保険料の額によりますので、国保の給付、国保税などを比較して有利な方を選んでください。

継続療養とは

これは、任意継続と異なり保険料の納付は要しません。

そのかわり、健康保険などに加入中に発病またはケガをしたものに限り、その病気やケガの初診の日から五年間は継続して医療の給付を受けられるというものですから、これ以外の病気やケガで診療を受けても給付は受けられません。そのために、退職の日の翌日から国保に加入していなければなりません。

お年寄りと国保

老人保健法に該当するかた(七十歳以上などのかた)が診療を受ける際は、必ず国保の保険証、健康手帳、医療受給者証をお持ちください。

昭和59年度 上田市自治会長名簿 その①
(敬称略)
自治会名 | 自治会長名 | 電話 | 有線電話 | 世帯数

届け		
国保に加入	他の	転入
		子供
国保の脱退	他の	転出
		死亡
変更	住所	
	学生と	
	その他	保険

（注）故などにあったら、すぐに警察に届けると同時に、国保の係へも届け出（第三者行為による傷病届）

以上（各健康保険により異なります）その健康保険に加入していた日の前日まで引き続き一定期間

給者証をお持ちください。

昭和59年度　上田市自治会長名簿　その①

（敬称略）

	自治会名	自治会長名	電話	有線電話	世帯数
東部	踏入	甘利源弥	27—2341	—	490
	泉町	斉藤貢	23—1597	—	136
	上常田	関延雄	22—5752	—	440
	中常田	小林三夫	22—1865	—	360
	下常田	高木信男	24—4323	—	140
	北常田	伊藤亮一	22—2395	—	385
	材木町	島田林助	22—0261	—	550
	常入	関口誠一	24—5274	—	105
南部	南天神町	桜井正	22—8836	—	335
	泉平	後藤利寿	22—3096	—	120
	北天神町	種村春二	22—5420	—	420
	松尾町	中沢勝	22—0787	—	122
	鷹匠町	白井季次	22—8393	—	150
	本町	宮原俊夫	23—2765	—	170
	末広町	大森袈裟蕫	22—4730	—	88
	大手町	水出善助	22—5665	—	310
中央	横町	丸山源兵衛	22—0443	—	186
	海野町	石井幹雄	22—1305	—	220
	原町	畠中豊蔵	22—0529	—	180
	袋町	神林誠一	22—0195	—	95
	馬場町	横谷重時	22—1373	—	180
	田町	神尾精一	22—7757	—	50
	丸堀町	恒川一治	24—6633	—	185
	木町	春原久雄	22—6325	—	175
	北大手	穂谷潔	22—3028	—	176
北部	上川原柳町	荻野正人	22—1016	2—7441	549
	下川原柳町	大久保佐太郎	22—0194	2—7571	120
	愛宕町	吉岡儀兵衛	23—1405	—	230
	上鍛冶町	高桑延雄	22—0607	—	70
	鍛冶町	小宮山宗一郎	22—0950	—	213
	上房山	矢ケ崎芳男	22—3460	—	100
	下房山	滋野礼一	22—3374	—	146
	柳町	宮尾利雄	23—1658	—	63
	新田	橋詰一男	22—8598	—	1,355
	上紺屋町	滝沢藤一	22—8983	—	180
	下紺屋町	島川千尋	22—1432	—	360
	鎌原	田中直一	22—4930	—	170

	自治会名	自治会長名	電話	有線電話	世帯数
西部	西脇	西沢喜次	24—3714	2—8413	142
	新町	松尾行男	23—0549	—	130
	諏訪部	保科赳夫	24—4582	—	163
	生塚	宮川一雄	22—2326	—	198
	常磐町	市川育甫	23—2696	—	275
	緑が丘	深井文夫	22—4864	—	200
	新屋	小市武春	22—9613	—	494
	緑が丘北	西村元一	24—4325	—	421
	緑が丘西	塚本章	22—2083	—	295
	城北	小林誠	22—6100	—	340
城下	小牧	清水輝夫	24—5291	3—5427	152
	諏訪形	久保田良平	22—7805	3—4676	480
	須川	手塚公太	24—8574	3—4936	33
	中村	近藤信重	24—4684	—	357
	朝日ケ丘	宮島豊司	27—8505	—	213
	三好町	星野袈裟男	22—1820	—	200
	御所	横関不折	24—4449	3—4437	680
	中之条	高橋定義	22—5755	3—4193	400
	千曲町	丸山力	24—5462	3—5618	470
塩尻	秋和	中島大六	22—3263	2—8616	595
	上塩尻	高遠和秋	22—5238	2—9084	460
	下塩尻	母袋範雄	22—1965	2—9694	335
川辺・泉田	上田原	中村覚	22—4845	3—2343	195
	川辺町	成沢庄一	22—6661	3—3261	1,200
	倉升	篠原五郎	24—5147	—	450
	神畑	松沢三喜雄	24—3032	3—2931	375
	下之条	須賀敏雄	25—0497	3—2184	295
	築地	栗林福一郎	27—4883	3—2482	150
	東築地	小山和	24—9370	—	125
	半過	藤村茂	22—6546	3—1318	128
	福田	百瀬茂	24—1431	—	245
	吉田	新井正治	27—6091	3—1205	240
神川	大屋	中村漸	35—0045	2—1162	596
	岩下	長谷川伯	36—2577	2—1576	205
	下青木	押金義房	36—2997	2—1772	125
	みすず台南	藤森芳房	35—0622	—	243
	みすず台北	西清司	36—2035	—	365

昭和59年度 上田市自治会長名簿その②

（敬称略）

	自治会名	自治会長名	電話	有線電話	世帯数
神川	上青木	尾崎虎雄	35—1951	2—2021	125
	梅が丘	小林修一	35—2869	—	260
	久保林	西沢滝三郎	35—0615	2—2124	195
	黒坪	尾沢辰己	27—7046	2—2287	95
	上沢	竹内弘徳	27—1020	2—2375	280
	国分	太田直司	24—5006	2—2473	212
	下堀	山辺清瀬	23—2053	2—2659	291
	上堀	池田公保	23—0812	2—2787	235
神科	畑山	塩崎利正	27—2603	2—4935	46
	伊勢山	塚原源一郎	24—7917	2—5024	420
	富士見台	北沢忠雄	27—5425	—	170
	神科新屋	中沢忠男	24—1054	2—5327	132
	野竹	松林袈裟信	27—4028	2—5513	150
	西野竹	梅木実	24—7370	—	150
	笹井	小市太仲	27—2780	2—5710	125
	川原	成澤直義	24—6110	—	88
	岩門	松下実	24—6532	2—5871	175
	染屋	望月甲子次	24—7887	2—5990	380
	蛇沢	小林甫	23—3147	2—6219	173
	金井	徳田登	24—0887	2—6347	290
	山口	山崎豪優	22—3627	2—6553	228
	大久保	大矢康雄	24—7906	2—6764	161
	長島	細谷広務	23—2501	2—7029	515
	金剛寺	三井嘉定	23—0671	2—7216	130
豊殿	森	尾沼保	24—6152	2—3013	48
	大日木	満木重雄	24—1269	2—3168	59
	長入	中村輝明	23—0434	2—3258	26
	宮之上	砥石慎一	27—2662	2—3340	29
	小井田	小林智幸	35—2623	2—3411	47
	中吉田	小林茂夫	36—3494	2—3596	99
	町吉田	柳沢義治	35—1049	2—3707	85
	ひかり	代表者 土屋孝吾	35—1226	—	88
	桜台	坂口智男	36—2779	—	215
	下吉田	清水一夫	35—1167	2—3801	36
	林之郷	荒井甲子次	25—1545	2—3913	94
	下郷	上原誠	22—4009	2—4527	135
	岩清水	渡辺三雄	22—7722	2—4850	78
	矢沢	草露隆夫	27—1150	2—4293	130
	赤坂	佐藤定男	27—6556	2—4198	101
	漆戸	柳沢信	24—6912	2—4687	37

	自治会名	自治会長名	電話	有線電話	世帯数
富士山	下組	高野甚市	38—2759	塩田5885	123
	中組	峯村治夫	38—2268	塩田5553	166
	奈良尾	小西英俊	38—3371	塩田5426	115
東塩田	平井寺	林義照	38—4371	塩田4323	60
	鈴子	小林守雄	38—2721	塩田4524	112
	石神	早川進太郎	38—4089	塩田4763	143
	柳沢	桜井貞義	38—4090	塩田4839	97
	下之郷	曲尾信人	38—3291	塩田5156	305
	桜	田中利重	38—6491	—	78
中塩田	下本郷	森要次	38—6796	塩田2272	110
	東五加	岩倉伴昌	38—5348	—	53
	五加	水野幸男	38—2637	塩田2563	575
	上本郷	小林勇一	38—3373	塩田3083	178
	中野	中村了	38—6012	塩田3263	198
	上小島	和田康雄	38—3559	塩田3414	66
	下小島	和田元栄	38—4493	塩田3594	95
	保野	柳沢勇	38—4892	塩田3694	270
	学海南	小鮒啓助	38—5714	—	136
	舞田	橋本正次	38—3238	塩田3974	115
	八木沢	宮島正文	38—6061	塩田4187	162
	学海北	徳永正明	38—7219	—	199
西塩田	十人	水野兼義	38—3086	—	76
	塩田新町	中沢幸雄	38—4143	塩田6835	126
	東前山	池田誠	38—4600	塩田6077	146
	西前山	滝澤国夫	38—6141	塩田6282	109
	手塚	曲尾勝	38—3044	塩田6493	218
	山田	竹内安雄	38—2035	塩田6933	81
	野倉	斉藤信美	38—6595	塩田7024	57
別所	分去	植木宗治	38—3262	塩田7610	215
	大湯	久保増雄	38—2127	塩田7493	103
	院内	増澤栄	38—2634	塩田7363	164
	上手	北沢竹人	38—7555	塩田7129	57
川西	仁古田	生島千三	31—2481	川西2432	205
	岡	水沢幸雄	31—3325	川西2333	270
	浦野	若林繁太郎	31—3256	川西3001	228
	越戸	鈴木廸生	31—3250	川西2717	110
	藤之木	清水朝比古	31—3235	—	87
	小泉	赤羽幸雄	27—8923	3—1605	440
	下室賀	春原勝衛	31—3041	川西3160	213
	上室賀	西澤正吾	31—3759	川西3616	206
	ひばりケ丘	山本四男	31—3372	—	91

国保税の計算

わない税金（目的税）ですから、所得のある人から納めていただけばよい、というものではありません。

っていないから払わなくてもいい」というものではありませんし、老年者や障害者などの皆さんであっ

額④
人当り） 2,700円
世帯当り） 3,000円
人当り） 1,800円
世帯当り） 2,000円

すま

今まで国保税は、四月（第一期）から六月（第三期）までが暫定、九月

国保税の計算

国保税は、皆さんの医療費の一部に充てるため、納めていただくものです。

市民税などと違って、医療費の支払いという特定の目的にしか使わない税金（目的税）ですから、所得のある人から納めていただけばよい、というものではありません。医療保険制度という相互扶助に基づく制度ですから、皆さんの所得や加入者数などを勘案して、全体の医療費に見合う税率を定めています。

ですから、「お医者さんに今かかっていないから払わなくてもいい」というものではありませんし、老年者や障害者などの皆さんであっても、だれもが公平に負担していただくことになっているのです。

国保税の算出

税額の名称	税　率	計　算　方　法
①所得割額	7/100	加入者各個人の前年中の総所得金額(注)から、各個人ごとに基礎控除額(22万円、給与所得者は24万円)を差し引いた額に、左の税率を乗じ、加入者全員の合計をした額
②資産割額	35/100	加入者全員のその年の土地・家屋に係る固定資産税額に、左の税率を乗じた額
③均等割額	1人 5,000円	加入者数に5,000円を乗じた額
④平等割額	1世帯 5,500円	1世帯当り5,500円
年税額		①+②+③+④の額 ・減額制度が適用になる世帯は、軽減額を差し引いた額 ・上の合計額が28万円を超える場合は28万円

①59年度で法律などの改正があれば、基礎控除額、限度額は変更になる見込です。

②上記の表の(注)は、「税額の計算」の項を参照してください。

③納税義務者は、世帯主が国保に加入していても、いなくても世帯主です。

税額の計算

国保税の計算は、左上の表によって計算した額ですが、国保税でいう所得とは、次の㋑にあるように所得税や市民税と異なる点があります。

㋑ ①譲渡所得については、特別控除が認められない ②専従者給与については、事業主の所得へ戻して計算する ③みなし法人課税の場合、その適用がないものとして計算する ④扶養控除などの所得控除がないなど

国保税の減額制度

所得申告の済んでいる世帯で、一定の所得額以下の場合は、減額制度が適用され、次で計算した額が減額されます。（所得基準額は五十八年度の額です）

（右下の表を御覧ください）

国保税の減額制度

軽減の種類	軽減の条件(58年度)	軽減額Ⓐ
6割軽減	世帯の所得合計額が24万円以下の場合	均等割(1人当り) 2,700円 平等割(1世帯当り) 3,000円
4割軽減	世帯の合計所得額が、世帯主を除く国保加入者数に18万5千円を乗じた額以下の場合	均等割(1人当り) 1,800円 平等割(1世帯当り) 2,000円

年度途中の加入・脱退

年度の中途で国保の加入や脱退があった場合は、実際に加入していた人数や世帯の月数に応じて年税額を計算します。

この計算の期間は

○実際に加入(届け出日ではなく)した月からはじまり、

○実際に脱退(届け出日ではなく)した日の前の月までです。

例えば、五月三十日に国保に加入しても五月分から翌年三月までの十一か月分について計算されます。

国保税の納期 59年度から変わります

今まで国保税は、四月（第一期）から六月（第三期）までが暫定、九月（第四期）から三月（第十期）までが精算課税というように、十回の納期でお願いしていました。

新年度は七月から

それを、今年度からは、精算課税だけとすることにし、七月から三月までの九回で納めていただくことになりました。

今までの方法ですと、四月から六月分は、前年度の税額を基にしていたため、前年分の所得が急に少なくなったような場合、九月に精算してお返ししていました。今回の改正により、「前取り」するような形になっていたものが改められます。

59年7月	第1期
〃 8月	第2期
〃 9月	第3期
〃 10月	第4期
〃 11月	第5期
〃 12月	第6期
60年1月	第7期
〃 2月	第8期
〃 3月	第9期

赤坂漆戸 佐藤定男 27—6556
佐藤柳沢 信 24—6912
2—4198
2—4687
101
37
四下宝賀 上宅賀 ひばりヶ丘
春原勝衛 西澤正吾 山本四男
31—3041
31—3759
31—3372
川西3160
川西3616
213
206
91

医療費と国保税

国保税は国保をささえる
重要な財源の
一つなのです。

57年度医療費は43億円に

最近5年間で1.4倍の伸び

国保事業は、独立した予算(特別会計)で運営されています。上田市の昭和57年度における国保の財政状況は、次のようになっています。

○被保険者1人平均医療費
　年　119,751円
○被保険者1人平均診療回数
　年　6.7回
○医療費総額に占める皆さんの負担
　約44%（約18億9,500万円）

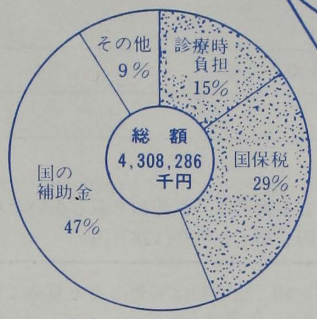

国保税は、基本的にはその年度の医療費に応じて決められます。
医療費がふえれば、国保税も高くなってしまいます。
医療費節約をこころがけましょう。

☆☆☆☆☆☆☆☆☆ 正しい保険診療の受け方 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆

1 保険証は必ず持参しましょう。

2 異常の具合を要領よく説明しましょう。

3 病院めぐりはやめましょう。

4 お医者さんを信頼しましょう。

5 往診や夜間、休日の診療はひかえましょう。

6 下着は清潔に。脱ぎやすいものを着ていきましょう。

7 家庭医をもちましょう。

8 薬をむやみに欲しがるのはやめましょう。

健康をたいせつに……

国保税の完納に御協力を

国保税は、国保を運営するための重要な財源です。もし完納しない人がいれば、その分、他の人に負担がしわ寄せされたり、国保税の引き上げにもなりかねません。

納められた国保税は、すべて国の補助金などと合わせて、医療費をはじめ、助産費、葬祭費などの給付の費用に充てられています。

予定した国保税が入ってこないとすれば、これらの支払いに支障がでる、ということもありうることになってしまいます。このようなことにならないよう、国保税の完納には、ぜひ御協力くださるようお願いします。

費用の節約と国保税の完納こそが、国保運営の要をなすものなのです。

お問い合わせは・・・
国保年金課国保係
☎㉒4100
内線281・282
有線②0711

SF商法

代金は全額支払わず 解約の権利を残して

Q 健康食品の説明会があり、無料で家庭用品がもらえるというので行ってみると、三十人ぐらいの人が集まっていました。最初は「今日は販売が目的ではありません」といいながら健康についての話があり、プラスチック製の日用品などをただでくれました。その後、健康食品が市価の三割引といって販売され、最後に「本日最高のお買得品。まだ市販されていないが、売り出されればこの倍の値段はする」と、羊毛布団が特別に一組十五万円で売られました。話が巧みで、わずか五組しかないという言葉につられてつい購入の契約をしてしまったのですが……。

A この相談のように、新製品の普及とか、説明会という名目で人を集め、商品を買わせるやり方を新製品普及のローマ字の頭文字をとって「SF商法」、また群集心理を利用し理性的判断力を失った状態にしてしまうため「催眠商法」とも呼ばれています。

最初は、安価な日用品や食料品などを無料で配るとか格安な値段で販売するなど、閉め切った場内で買わなければ損をするような雰囲気づくりをして、まるで催眠術にでもかけるように消費者を話に引き込みます。そして最後には、たいへん高価なものを購入させるのが特徴です。また、説明会に参加した人は、会場の雰囲気で判断力が失われるため、高価な商品であることや、必要なものかどうかを考えずに、つい契約してしまいがちです。

このような場合、解約できるかどうかは「クーリング・オフ」が適用されるかどうかによります。

さて、御相談ですが、購入契約が次のような状況でなされた場合を除き、訪問販売とみなされて「クーリング・オフ」が適用され、無条件で契約を取り消すことができます。

①二、三日以上の期間にわたって②商品が陳列され、消費者が自由に選べるようになっていて③会場が、展示場など店舗とみなされる場所で行われた場合。

ただし、クーリング・オフが適用されるには、①契約日から四日以内であること②代金を全額支払っていないこと——が必要です。

言葉巧みに誘われると、つい買わなければならないような心境に陥ってしまうものです。しかし、ほんとうに必要なものか、品質は大丈夫か、支払いが可能かを買う前にもう一度考えてみましょう。

万が一、契約することになっても、代金は全額支払わず、解約の権利を残しておくこと。販売業者の所在や契約内容（特に消費者に不利な条項がないか）をじゅうぶん読んで、納得してからにしたいものです。

春の全国交通安全運動

4月6日～4月15日

温かくなってくると、子供やお年寄りが街頭に出る機会が多くなります。特に、子供たちは通園、通学時に思わぬ行動をとることがあります。運転者は気配りと交通ルールの実践により、交通事故のないように努めましょう。

運動の重点

全国一斉に実施される運動の重点は次のとおりです。

1 子供と高齢者の交通事故防止
2 二輪車の交通事故防止
3 シートベルト着用の推進
4 安全運転の確保、特に、無謀運転の追放

運転は
気くばり 目くばり
思いやり

お知らせ

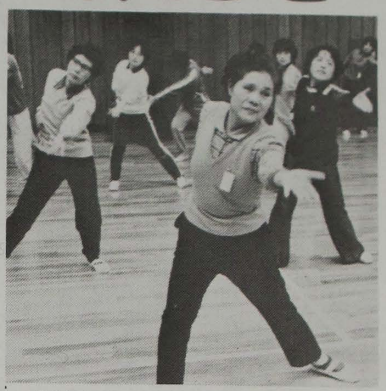

「合同レクリエーションの会」が、3月22日午後7時から、市民体育館で行われました。この会は、市内各地にある主婦などの運動グループ約20組が参加して、開かれたものです。約300人の参加者は、体育指導員のリードで、ダンスや体操など体を動かしながらのレクリエーションに汗を流していました。

小児マヒ予防のためポリオ生ワクチンを投与

保健予防課保健係
☎㉒4100内線289
有線②0721

急性灰白髄炎（小児マヒ）予防のため、ポリオ生ワクチン投与を次のとおり行います。該当する皆さんはお受けください。

該当者…①昭和五十八年七月一日から同年十二月三十一日までに生まれた子供さん
②今までに受けられなかった子供さん（ただし、四歳未満に限ります）

投与方法…六週間以上の間隔をおいて、〇・〇五ミリリットルずつ二回経口投与します。

受付時間…各会場とも午後一時三十分から二時三十分

持ち物…問診票（記入して）、母子健康手帳

その他…
①問診票は、昭和五十七年四月一日以降に生まれた子供さんについては、赤ちゃん手帳に綴り込んでありますので、切り離してお持ちください。
②問診票のない場合は、接種当日会場に用意してありますので御使用ください。
③この予防接種と、三種混合・麻しん予防接種の時期が同じなので、接種にあたっては間隔に御注意ください。
④今年度から個人通知が行きませんので、この広報をよく御覧になってお受けください。

昭和59年度（春期）急性灰白髄炎予防接種日程表

会場名	接種日 1回	接種日 2回	対象地区
上田市保健センター（市役所南庁舎2階）	4月10日(火)	5月25日(金)	東部地区（踏入・泉町・上常田・中常田・下常田・北常田・材木町・常入）
			西部地区（下紺屋町・鎌原・西脇・新町・諏訪部・生塚・城北・常磐町・緑が丘北・緑が丘西・緑が丘・新屋）
			塩尻地区（秋和・上塩尻・下塩尻）
三好町会館			城下地区（小牧・諏訪形・須川・中村・朝日ケ丘・三好町・御所・中之条・千曲町）
上田市保健センター（市役所南庁舎2階）	4月11日(水)	5月29日(火)	南部地区（南天神町・北天神町・泉平・松尾町・鷹匠町・本町・末広町・大手町）
			中央地区（横町・海野町・原町・袋町・馬場町・田町・丸堀町・木町・北大手）
			北部地区（上川原柳町・下川原柳町・愛宕町・上鍛冶町・鍛冶町・上房山・下房山・柳町・新田・上紺屋町）
上野が丘公民館			神科地区 豊殿地区
川辺町会館	4月12日(木)	5月30日(水)	川辺地区（上田原・川辺町・倉升・神畑・下之条・築地・東築地）
			泉田地区（半過・福田・吉田）
川西社会福祉センター			川西地区
神川地区公民館	4月13日(金)	5月31日(木)	神川地区
塩田母子健康センター			塩田全地区

※1回目と2回目の接種間隔は6週間以上あけてください。

長野県老人大学上小学部の学生を募集

社会課
☎㉒4100内線378

健康で学習意欲おう盛な高齢者の皆さんを対象に、今年も長野県老人大学上小学部では、次のとおり学生を募集します。

入学資格…おおむね六十歳以上の人で、心身ともに健康で学習意欲があり、地域の福祉活動に積極的な人

定員…百十名（うち、上田市の募集定員は四十九名です）

教室…上田合同庁舎

学習期間…五月から来年三月までのうちの二十日間

学習時間…午前十時から午後三時まで、一日約四時間

学習内容…一般教養、創作実技、スポーツ、レクリエーション

申込期間…四月二日(月)から四月二十一日(金)までに、願書を市役所社会課へ御提出ください。願書は、社会課のほか市役所各支所にあります。

※なお、上田市高齢者学園の学生募集要項については、次回号の「広報うえだ」でお知らせします。

資源活用広場へ

▽七月から八月…午前十一時から午後五時
なお、川中島自動車の海野町営

ください。

聴講料…無料

前就業セミナーの受講者を募集します。

〈登録および競技者〉
○一チーム登録者は監督を含め十

資源活用広場へ御参加を

生活環境課生活係
☎㉒4100内線301
有線②0761

毎年好評の「資源活用広場」を、今年は五月十三日㈰に開催します。この広場では、皆さんの御家庭の不用品をセリ販売したり、店舗や事業所の処分品などを格安で販売します。

資源活用広場（不用品コーナー、処分品コーナー）へ参加し、販売を希望される皆さん（事業所、団体、個人など）は、四月十四日㈯までに、電話などで生活環境課へお申し込みください。

海野町日曜広場が開設されます

今年も海野町通りで、歩行者天国〝海野町日曜広場〟が、四月一日から十月二十八日までの毎日曜日開設されます。開設時間帯は次のとおりです。

▽四月から六月、九月から十月…午前十一時から午後四時
▽七月から八月…午前十一時から午後五時

なお、川中島自動車の海野町停留所を御利用の皆さんは、日曜広場開設時間中のみ、恐れ入りますが鷹匠町停留所または大門町停留所を御利用ください。

═一日生活教室═「電気に強くなろう」の御聴講を

上田消費生活センター
☎㉓1260内線705

長野県上田消費生活センターでは、一日生活教室として毎月講演会を開いています。今月は次のとおりです。御聴講ください。

と　き…四月二十四日㈫午後一時三十分から三時三十分
ところ…上田消費生活センター教室
テーマ…「電気に強くなろう」～安全と省エネを目指して～
講　師…中部電力上田営業所サービス省エネルギー課副長　寺嶋邦夫さん
対象者…一般消費者
聴講申込方法…四月十三日㈮までに生活環境課生活係（☎㉒4100内線301）へお申し込みください。
聴講料…無料

35周年を迎えた家庭裁判所

長野家庭裁判所上田支部
☎㉒0003

家庭裁判所は、今年で創設三十五周年を迎えました。この間、制度や機構も整備され、多数の家事事件と少年事件の処理を通じて国民生活に密着した裁判所として期待を寄せられています。

しかし、家庭内の紛争や少年の非行は、時代の変化とともに複雑多様化し、困難の度を加えています。これを適切に解決していくためには、さらに改善と工夫を重ねていかなければなりません。皆さんのいっそうの御理解と御協力をお願いします。

定年退職前就業促進セミナー

受講者を募集

上田技術専門校上田成人訓練センター　☎㉕3118

長野県上田技術専門校では、次のとおり昭和五十九年度定年退職前就業セミナーの受講者を募集します。

資　格…宅地建物取引主任者の受験資格者
と　き…五月七日から十月一日までの毎週月・木曜日、午後六時から九時
ところ…長野県上田成人訓練センター（常磐城二―五―一）
科　目…宅地建物取引主任者科（受験コース）
定　員…二十名
費　用…受講料無料（教材代などの一部は各人負担）
申込先…受講を希望される皆さんは、四月二十日㈮までに上田成人訓練センターへお申し込みください。申込用紙は同センターにあります。

内閣総理大臣杯三世代交流全国ゲートボール大会

上田地区大会の参加者を募集

長野ブロック協議会事務局
上田青年会議所　☎㉒5074

〈参加資格〉
○男性は昭和五十九年四月二日現在で六十五歳以上であること
○女性は年齢を問いません
〈登録および競技者〉
○一チーム登録者は監督を含め十名まで
○登録者には女性二名以上と子供（昭和五十九年四月二日現在、中学三年以下）二名以上を入れること
〈応募方法〉
長野ブロック協議会事務局上田青年会議所　〒386　市内大手一―八―一一　までお申し込みください。
〈申込期限〉
四月十四日㈯、申し込み先着十六チームまでとします。

チャリティーバザーを開催します

上田ライオンズクラブ
竹内重一さん　☎㉒9585

上田ライオンズクラブでは、結成二十周年記念事業の一環として、売上金を社会福祉などに寄付をするチャリティーバザーを次のとおり開催します。

と　き…四月八日㈰午前十一時から
ところ…海野町会館前
内　容…日用雑貨品の販売

※1回募集要項については、次回号の「広報うえだ」でお知らせします。

まちや山を緑で包もう

4月7・8日は緑の祭り

自然を守り緑豊かな郷土をつくろうと、4月1日から1か月間「国土緑化運動」が実施されます。市では、4月7日、8日に「緑の祭り」を開催します。この祭りでは、次により緑化木の苗木を1人につき1本先着順に1,500本無料で差し上げます。大勢の皆さんお出かけください。

○4月7日(土)、8日(日)…上田公園西口
地域が広範囲のため、次の各会場でも無料で差し上げます。
○4月14日(土)、15日(日)…塩田支所西側駐車場
○4月21日(土)……川西支所西側駐車場
○4月22日(日)……上野が丘公民館
※時間は、いずれも午前9時と午後1時からの2回です。

また、緑化木の展示即売会も同時に行います。内容は、林業機械展示、緑化木・盆栽手入れ、山林経営などの相談コーナー、緑化木、特産品、工具などの展示即売です。

山火事の防止はみんなで

山火事の発生しやすい季節となりました。山に入ったらタバコの吸いがら、たき火にじゅうぶん注意して、みんなで山火事を防ぎましょう。

(農林課 ☎㉒4100 内線324・有線②0762)

人権擁護委員 成沢さんに委嘱

三月十五日、成沢キクノさん(緑が丘二・新任)が、法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。

辞任されました砥石種次さん(緑が丘一)には、昭和四十八年から御活躍をいただきました。長い間、ほんとうに御苦労様でした。

人権擁護委員の皆さんは、憲法で保障されている国民の基本的人権、すなわち生命や自由および幸福追求などの権利が犯されることのないよう監視しています。もしこれらの権利が犯された場合には、その救済のため速やかに適切な処置をとるなど、住みよい社会をつくるため活動されています。皆さん、お気軽に御相談ください。

料理教室の受講者を募集

上田ガス本社 ☎㉒0454・原町サービスセンター ☎㉒6873

とき…
○A組=五月八日から七月二十四日の毎週火曜日(計十二回)、午前十時から正午
○B組=五月九日から七月二十五日の毎週水曜日(計十二回)、午前十時から正午
○C組=五月十一日から七月二十七日の毎週金曜日(計十二回)、午後五時三十分から七時三十分

ところ…上田ガス原町サービスセンター二階教室

募集人員…A・B組各二十名、C組二十五名

料理内容…和・洋・中華料理、パン、菓子。A・B組は、じっくりと手をかける料理も行います。

受講料…九千円(材料費六千円を含む)

申込期限…五月四日㈮までに、本社か原町サービスセンターにお申し込みください。電話でもけっこうです。ただし、期日前でも定員になり次第締め切ります。

上田市産直事業10周年記念 第50回産直デー

4月14日(土)・15日(日)

品目	①大型生にしん	2尾 280円
	②寒さば	1尾 200円
	③新ます	特価
	④甘塩一等品たらの子	100g 250円

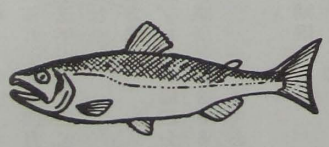

取り扱い店…市内産直協力店

〈生活環境課生活係☎㉒4100内線301〉

働く婦人の家

婦人教室の受講生を募集

篠編教室で学ぶ皆さん

働く婦人の家（材木町1—2—2・☎㉗2988）では、内容をより充実して次のとおり婦人教室を計画しました。皆さんお誘い合って御参加ください。

対象者…市内にお住まいか市内の事業所にお勤めの婦人。**全講座初心者が対象です。**

ところ…働く婦人の家

受講料…無料（ただし、テキスト代、材料代は実費）

申込方法…4月15日㈰午前9時から、来館のうえ材料代などを添えてお申し込みください。（1人2講座まで）

※先着順で、定員になり次第締め切ります。

講座名	回数・曜日	時間	講師	定員	材料代	内容予定
料理	11回 第1・3月曜日（5月～10月）	午後6:00～8:00	（栄養士）岩崎敬子さん	28人	（1回450円くらい）4,500円	1回3品程度
篠編	10回 第1・3木曜日（5月～10月）	午後6:00～8:00	（篠編講師）藤森すみ子さん	25	篠つる 2,500円	果物かご、皿ほか
手編	11回 第1・3火曜日（5月～11月）	午後6:00～8:00	（手編教室）山浦源子さん	25	基礎編用編棒毛糸 1,000円	基礎編 ホームカバー、ベストほか
毛筆習字	15回 第2・4火曜日（5月～12月）	午後6:00～8:00	書道講師	40	テキスト代 600円くらい	楷書、行書
生花	12回 第2・4火曜日（5月～12月）	午後6:00～8:00	（草月流）土屋幸子さん	25	（1杯650円くらい）前期分4,000円	基本花型
フランス刺しゅう	5回（5月～6月）	午後6:00～8:00	（手芸家）遠藤きみさん	25	1,500円	サロンエプロン
着付	9回 第2・4木曜日（5月～10月）	午後6:00～8:00	（装道着物教室）福島佳子さん	30	なし	ふだん着・外出着の着方、半幅帯・名古屋帯・袋帯のしめ方
茶道	12回 第2・4木曜日（5月～11月）	午後6:00～8:00	（裏千家）松井宗里さん	25	テキスト代、抹茶、菓子代 3,000円	茶道の基礎知識
フラワー・デザイン	6回 第1・3金曜日（5月～7月）	午後6:00～8:00	（フラワー・デザイナー）石川美和子さん	30	3,000円	カーネーションほか4組
和裁 木目込人形	15回 第1・3土曜日（5月～12月）	午後1:30～3:30	（和裁講師）伊倉光子さん	25	木目込人形代 3,000円	肌じゅばん、ゆかた 木目込人形
郷土のてまり	6回 第2・4土曜日（5月～7月）	午後1:30～3:30	（郷土のてまり教室）上原トシ子さん	25	テキスト代 てまり2個 2,000円	てまり2個
木彫	11回 第2・4土曜日（5月～10月）	午後6:00～8:00	（県農美連合会）掛川忠夫さん	30	3,000円くらい	基礎彫、壁掛ほか
洋裁リフォーム	11回 第2・4土曜日（5月～10月）	午後1:30～3:30	（洋裁講師）小林麗子さん	25	型紙代ほか 1,000円	型紙の取り方 スカート、ベストなど

三月十五日、成沢キクノさん（緑が丘二・新任）が、法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。

辞任されました砥石種次さん（緑が丘一）には、昭和四十八年から御活躍をいただきました。長い間、

置をとるなど、住みよい社会をつくるため活動されています。皆さん、お気軽に御相談ください。

品

あなたの国民年金 ⑯

58年度分は完納してますか

昭和58年度の納付書を使っての保険料納付は、4月中でしたらどこの金融機関、農協でも取り扱います。5月1日以降は旧年度の納付書は使えなくなり、別の納付書（社会保険事務所発行のもの）で指定されたところへ納めなければなりませんので御注意ください。

「保険料を納めたつもりなのに、納めてなかったかしら」という声を、最近よく耳にします。このため市や社会保険事務所では、保険料を納め忘れた方に催告状を出したり、電話や戸別訪問により納付の呼びかけをしています。年金は、あなたにとって大切な財産です。納期限をいつも確認し、計画的に納めるよう新年度を迎えたこの機会に心がけましょう。

4月は保険料の納期月

4月は、新年度最初の保険料納期月です。老後は必ずやってきます。老後の生活安定を図るためにも、お忘れなくお納めください。

国民年金保険料は4月から次のように引き上げられました。

定額保険料			
月額	6,220円	各期（2か月）	12,440円
付加保険料			
月額	6,620円	各期（2か月）	13,240円

「前納」扱いは4月28日までに

1年分（4月から翌年3月まで）の保険料をまとめて納める「前納」制度は、保険料が1,800円割り引きになります。前納を希望される皆さんは、4月28日までにお納めください。

前納の場合は、

定額年間保険料　74,640円→72,840円

付加年間保険料　79,440円→77,520円

社会保険出張相談日

〔4月〕

★千曲川左岸地区　第1火曜日　2日／第3火曜日　16日

会場…松尾工業株式会社（川辺町）

★千曲川右岸地区　第2火曜日　9日／第4火曜日　23日

会場…上田商工会議所（大手町）

○各会場とも午前10時～午後3時

おくやみ

（二月二十九日現在）

次の皆さんがなくなられました。謹んでごめい福をお祈り申し上げます。

春原けさゑさん　上塩尻　五六
橋詰嘉久之さん　秋和　七一
佐藤直子さん　朝日ケ丘　五五
室賀収謙さん　下之郷　八二
竹内やすよさん　上室賀　七九
齋藤昌子さん　八木沢　六八
竹内すいのさん　倉升　七五
砥石茂さん　（緑が丘三丁目）緑が丘西　七九
永井みのるさん　野倉　八一
小井戸むつみさん　築地　八一
林ゑかのさん　（中央西一丁目）北大手　八六
堀内政善さん　桜台　三一
坂下佐一郎さん　山口　七九
遠藤ハツさん　保野　八四
春原徳納さん　上塩尻　七五
南川またよさん　金井　五八
溜田睦秀さん　下本郷　三七
西山熊太郎さん　倉升　八八
綾沢榮次郎さん　倉升　八三
工藤美男さん　神科新屋　三五
中村朋貴さん　倉升　八五
夏目ひとみさん　中常田　〇
（常田一丁目）　笹井　五四
井出十女さん　伊勢山　八七
清水忠重さん　稲田嘉男さん　三好町　五七
甲田美津さん　五加　七六
小林俊さん　（緑が丘三丁目）城北　八八
中村守勝さん　中村　六九
矢島はるのさん　大屋　七五
鎌原武雄さん　舞田　八四
白川みよしさん　院内　七六
砥石義人さん　（緑が丘三丁目）緑が丘西　五八
若林正壽さん　中野　四七
清水益積さん　伊勢山　八七
町田均さん　秋和　五五
村上きみ子さん　保野　六七
遠藤大重さん　（中央二丁目）横町　六三
山越むふさん　国分　八四
宮澤けさのさん　川辺町　七九
室賀かんさん　（常磐城六丁目）常磐町　七六
山部勝さん　平井寺　七七
松澤和千代さん　長島　四一
高井愼三さん　大屋　五三
小林蒲さん　大久保　八三
高寺はるじさん　上青木　七六
石井豊子さん　岡　七四
和田文平さん　下小島　九四
塚田弘巳さん　染屋　六六
甲田ひらさん　五加　八五
丸山甲子次郎さん　倉升　八一
木村茂もゑさん　倉升　七四
櫻井光治さん　金井　五〇
小坂井恒子さん　院内　七三
宮澤磯一郎さん　新田　八〇
金井勝さん　倉升　九一
吉澤もるさん　西前山　一〇二
大口けさえさん　手塚　五一
榎田まきさん　倉升　八五
宮川美茂さん　（常磐城二丁目）新町　九三
浅見松雄さん　（中央二丁目）横町　六九
柳澤花代さん　（中央西一丁目）北大手　七三
望月義數さん　染屋　七三
松崎善忠さん　上田原　七一
倉科幸男さん　（中央六丁目）愛宕町　五六
小坂井要一郎さん　下之条　〇
中村さださん　（天神一丁目）北天神町　七〇
松本眞司さん　神畑　四八
関ゑのさん　（中央二丁目）大手町　七九